	五　当該区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 六　当該区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 七　当該区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 八　当該区内では廃棄物を処分しないこと。 九　当該区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第五十四南極特別保護地区	第五十四南極特別保護地区
一～八　（略） 九　航空機は当該区の直上空域であって、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。 十　回転翼航空機は、当該区の直上空域であって、地表から高度五十メートル以下の空域をホバリングしないこと。 十一・十二　（略） 十三　当該区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十四～十八　（略）	一～八　（新設） 九・十　（略） 十一～十五　（略）
第五十五～七十二南極特別保護地区	第五十五～七十二南極特別保護地区
（略）	（略）
第七十三南極特別保護地区	第七十三南極特別保護地区
一～四　（略） 五　原則として、航空機は当該区内に着陸しないこと。なお、当該区内に着陸する場合、*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）の繁殖地から五百メートルの範囲又は*Leptonychotes weddelli*（ウェッデルアザラシ）の集団から三百五十メートルの範囲に着陸しないこと。 六～九　（略） 十　当該区内に調理していない家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十一～十五　（略）	一～四　（略） 五　原則として、航空機は当該区内に着陸しないこと。なお、当該区内に着陸する場合、*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）の繁殖地又は*Leptonychotes weddellii*（ウェッデルアザラシ）の集団から九百三十メートルの範囲に着陸しないこと。 六～九　（略） （新設） 十～十四　（略）
第七十四南極特別保護地区	第七十四南極特別保護地区
（略）	（略）
第七十五南極特別保護地区	第七十五南極特別保護地区
一・二　（略） 三　当該区内では徒歩で移動すること。 四　（略） 五　回転翼航空機は、当該区の直上空域であって、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。 六～十二　（略） 十三　当該区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。 十四・十五　（略）	一・二　（新設） 三　（略） （新設） 四～十　（略） （新設） 十一・十二　（略）
第七十六～七十九南極特別保護地区	第七十六～七十九南極特別保護地区
（略）	（略）